

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（326）」

2. 日時：平成29年9月6日 10時00分～11時50分

3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、田尻安全審査官、津金安全審査官、大塚安全審査官、
穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員（発電管理室長代理） 他7名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「9条 溢水による損傷の防止等」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 地震時の溢水の影響への対策で実施する区画の水密化について、区画の位置や水密化の具体を整理して提示すること。
- 火災防護区画設置を反映して新たに実施した蒸気影響評価について、配管の想定破損箇所や、破損形状等評価の前提条件の根拠を明確にした上で、評価結果の妥当性を整理して提示すること。また、簡易解析から詳細解析に変えた経緯を示すこと。
- 火災影響及び溢水影響に対する防護対象設備について、火災影響と溢水影響で差異がある設備について、設計方針を整理して提示すること。
- 防潮堤の設計変更に伴う設備の移設及び重大事故等対処設備の設置に係る設計方針について、設置場所を確定する時期も含めて、整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 設計基準対象施設について

- ・ 東海第二発電所 内部溢水の影響評価について
- ・ 東海第二発電所 内部溢水の影響評価について（コメント回答用）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（溢水による損傷の防止等）